

奨励賞 「日韓大陸棚南部協定の期限切れに伴う日本の対応の検討」

多賀 悠樹・神戸大学

1. はじめに

日本は海洋に四方を囲まれている地理的条件から海中の生物資源や海底の鉱物資源を十分に活用していくことによってこれまでやこれからの資産としてきた。しかし、それは日本と海洋を隔てて隣り合う韓国や中国にとっても重要な資産であることには変わらない。国際法の発展に伴って各国は互いに自らの領域を主張しあい、その国家としての権限を損なわないように努めてきた。それにより、日本と韓国、中国との間で領域紛争が起き、その紛争地の資源開発には制限がかかってしまっている。本研究では中でも日本と韓国の間での問題に焦点を当てていく。

日韓は地理的、経済的にも互いに非常に重要な結びつきを持つ。しかし、竹島の領有権問題やそれに付随した海洋境界画定問題によって紛争が発生している。その中でも紛争地域の大陸棚の資源開発については共同開発を目的とした、日韓大陸棚北部協定と南部協定が締結されている。しかし、その実行は効果的ではない。この研究では、2028年に終了予定の南部協定について考察し、それを存続させるべきか、一部を改訂すべきかについて考察し、理由や改訂する場合の内容について提言、考察するものとする。

なお、今回は選択肢としての南部協定の破棄は考えていない。理由を二つ挙げる。まず、日韓の海洋境界画定問題、ひいては竹島に関する領有権問題や歴史観から来る日韓問題についての一つの解決の糸口として両国の関係を残しておくべきだと考える。二つ目に、破棄すれば国連海洋法74条第3項で示される「関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」という誠実交渉義務違反となる可能性がある。これによって国際社会で日本の弱みを見せる結果となってしまうことや、日本もやっているからと境界画定の最終的な合意への努力を怠る口実を韓国に与える結果となることも考えられる。

2. 南部協定の問題点

現在の南部協定が抱える問題点を大きく二つ挙げる。南部協定の抱える問題点の一つ目は、日本が開発権者を認可していないことにある。協定では両国の政府が認可した企業である開発権者が共同で探査・採掘を行うこととなっている。そのため、日本が開発権者を認可することがなければ、韓国で認可された企業であったとしても、単独で海底資源の開発することができない。日本は開発権者を認可しない理由として、資源開発の可能性が低く採算がとれる見込みが小さいことを理由として挙げている。これによって南部協定が締結されているのにも関わらず開発が一切進んでいないことにつながっている。

加えて、二つ目の問題点として共同開発区域に関しても、全域が日韓中間線の日本側にあることが挙げられる。現行の国際法の基準によれば、境界画定は原則として両国の中間線が用いられることになっている。しかし、南部協定で指定されている共同開発区域は全

域日韓中間線よりも日本側に位置している。これは、南部協定が検討、合意されていた1970年代では海洋境界画定の基準として、北海大陸棚事件によって認められた大陸棚の自然延長までに権限を認めるというものが存在していたからであると言える。

3. 南部協定の問題点の背景とそれを踏まえた維持もしくは改訂の提言

南部協定の現状の問題点を上記二つとした場合、日本が開発権者を認可しない問題については、日本に共同開発の意思がないことを示している。この理由としては、第二の問題点である共同開発区域が中間線より日本側にあることで日本が一方的に不利になるからということや、そもそもの資源賦存量が少なく十分な利益を確保できない可能性が高いことが挙げられる。よって南部協定は改訂すべきと考える。

加えて、共同開発には技術的に未発達であるために不可能であることも理由として挙げられる。コバルトリッチクラストを例に挙げると、この資源の商用化は2028年までに行うことを目標としていると資源エネルギー庁のホームページで紹介されている。メタンハイドレートについても2030年までの商用化を目指す第4期海洋基本計画で示されている。第4期海洋基本計画においてメタンハイドレート、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、海底熱水鉱床、レアアース泥はどれも賦存量の把握、商用化への技術確立、商用化に係る法整備を課題として挙げていることから、現時点での共同開発が即座にできる状態にないことも考慮しなくてはならない。

また、今日の大陸棚境界画定において、国連海洋法条約によって大陸棚の要件に距離基準が設けられるようになったことで、中間線を基準として判断するのが主流となっている。これを踏まえると、共同開発に関しては日本に不利な条件がそろっている以上改訂すべきであると考ええる。

以上より、現状の南部協定の維持では日本の国益を損なう結果となってしまうことは明白であるため、改訂が必須であると考ええる。

4. 具体的改訂内容

改訂の具体的な内容として大きく二つを提案する。一つ目は指定海域の変更である。隣接する国家間の大陸棚の権原範囲の国際標準が大陸棚の自然延長から中間線に移り変わったことから、現在の中間線より日本側に寄った共同開発区域ではなく、中間線の周辺を共同開発区域とすべきと考える。もしくは北部協定のように大陸棚の境界を両国の合意の元で決定しても良いのかもしれない。

二つ目は共同での投資や補助金の策定である。日本が現行の協定で開発権者を認定しない理由として採算が取れないことを挙げていたが、今後の日本の成長のカギとなるのは海底資源の有効活用である。このことは第4期海洋基本計画からもうかがえる。そのため日本海の一定地域のみで採算が取れずとも、太平洋側や将来的に海外への技術輸出を見越して開発する環境を整えていくことが必要であると考ええる。

5. まとめ

日本海を挟んで隣り合う日本と韓国では領土問題からくる大陸棚境界面定紛争が未だに解決の糸口すら見えない。それでも海底に多く賦存する鉱物資源の利用は天然資源に乏しくエネルギー自給率の低い日本にとっては必要な資源であると言える。本格的な採掘がはじまるであろう 2020 年代後半にちょうど期限を迎える日韓大陸棚南部協定を改訂し、日本に不利な共同開発区域の改正を行い、両国が十分に協調できるようにすることが重要であるとする。これによって第 4 期海洋基本計画で示された 7 つの主要施策のうちの一つである海洋の産業利用の促進を行うことができる。加えて、南部協定破棄による日韓の摩擦を回避することができ、第 4 期海洋基本計画の 2 つの支柱の一つである総合的な海洋の安全保障にも寄与するものであると言える。これらの改訂案の実行や韓国からの批判などに対応する策や南部協定の期限が切れる 2028 年までに日本が実施すべき政策などを今後の研究課題としていきたい。

5. 参考文献

・「海洋資源の活用をめざして、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定」 経済産業省資源エネルギー庁 2019/2/21

[\(海洋資源の活用をめざして、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定 | スペシャルコンテンツ | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)\)](#)

・「第 4 期海洋基本計画 本文」 内閣府 2023/4/28

[\(第 4 期海洋基本計画 本文 \(cao.go.jp\)\)](#)

・「日中韓大陸棚境界の現状と課題」 西本健太郎 2023/6

「海上保安法制の現状と展開」 奥脇直哉・坂本茂樹/編